

## 一般財団法人松本体育協会スポーツ振興事業費交付要領

### 第1 スポーツ教室開催事業

#### 1 事業の目的

地域住民にスポーツを実施する機会を与えるとともに、スポーツのグループづくりを推進し、もってスポーツの振興と普及発展に資することを目的とする。

#### 2 対象事業

加盟団体が主催して行うスポーツ教室で、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 幼児から高齢者にいたる市民を対象とし、市民が進んで参加できるようなスポーツ種目であること。
- (2) 指導者(講師・助手)は、スポーツ教室の終了後も、参加者に対して自主クラブが生まれるよう適切な指導助言を行うようにすること。

#### 3 対象経費

事業に要する経費とは、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 講師及び助手の謝金及び交通費は、次の基準による。

ア 講師謝金	1時間当たり	2,000円
イ 助手謝金	〃	1,000円
ウ 交通費	実費	

- (2) 会場使用料及び競技用備品類の賃借料
- (3) 実技に使用する競技用品等の購入費
- (4) テキスト及びパンフレット等の印刷費
- (5) 会議費

### 第2 スポーツ大会開催事業

#### 1 事業の目的

スポーツ大会を開催することによって、市民又は地域住民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツ志向を喚起することを目的とする。

#### 2 対象事業

加盟団体が主催して行うスポーツ大会

#### 3 対象経費

事業に要する経費とは、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 審判員及び助手の謝金及び交通費は、次の基準による。

ア 審判員謝金	1時間当たり	2,000円
イ 助手謝金	〃	1,000円
ウ 交通費	実費	

- (2) 救護員の謝金及び交通費

- (3) 会場使用料及び競技用備品類の賃借料
- (4) 大会に使用する競技用品等の購入費
- (5) プログラム、チラシ等の印刷費
- (6) 会議費
- (7) 昼食代(税込 840 円以内)